

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

当社は、「環境と調和する持続可能な社会の実現」を使命とし、サプライチェーン全体の共存共栄と公正な取引関係の構築を目指して、パートナー企業との協働に真摯に取り組むことをここに宣言します。

◎サプライチェーン全体での共存共栄

産業廃棄物である焼酎粕やおからを回収し、それを攪拌・乾燥して、生分解性グリーンプラスチック、配合飼料・有機肥料等の製造・販売、また食品残渣・畜産糞尿などのバイオ資源の再資源化を通じて、持続可能な循環型社会の構築に取り組んでいます。

事業と共に推進する取引先・協力企業と対等な立場で連携し、技術力の向上、資源の有効利用、地域社会への貢献を目指し、共に発展していく関係構築に努めます。

◎パートナーとの連携によるイノベーション

当社は、発酵・培養技術、微生物活用、機械装置（培養機・乾燥機・分別機）などに関して、取引先・研究機関と協働し、オープンイノベーションを積極的に推進します。

共に開発した技術や製品は、社会課題の解決（環境負荷低減、食品ロス対策、農業・畜産の効率化）に貢献することを目的とし、パートナーと成果を分かち合います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

2025年7月15日

<u>合同会社ジアス</u>	<u>代表社員・神谷 宏祐</u>
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。